

---

## 第 2 章

### ごみ処理基本計画の策定

---

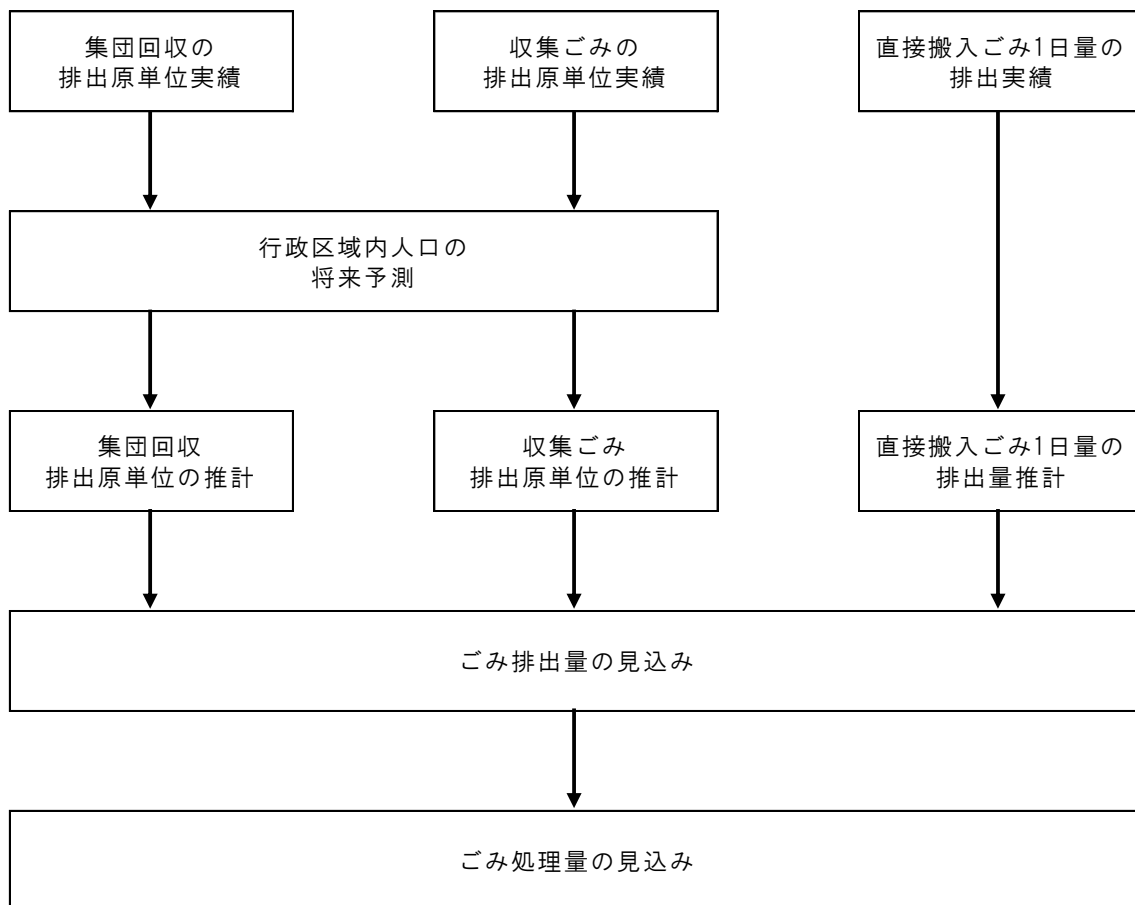


## 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

### 1. ごみ排出量の将来推計

東部圏域から排出されるごみ及び処理量は、図表 2-1-1 に示す将来予測方法のフローに基づき行いました。また、各推計は、過去の実績値を基にトレンド法を用いて行いました。

◆図表 2-1-1 ごみの排出量及び処理量の将来予測方法のフロー



## 2. ごみの排出抑制目標について

東部圏域全体のごみ排出量は、平成 19 年度に鳥取市がごみ処理の有料化を開始して以降急激に減少し平成 22 年度以降は、若干の増減はあるものの概ね横ばい傾向が続いており、既定計画において『ごみ処理の有料化によるごみ排出量のリバウンドを防止する。』とした目標は達成されています。

### (1) 計画期間・目標年度について

本計画の期間は令和 2 年度から計画目標年度である令和 16 年度までの 15 年間とします。

### (2) 計画目標年度における排出抑制目標

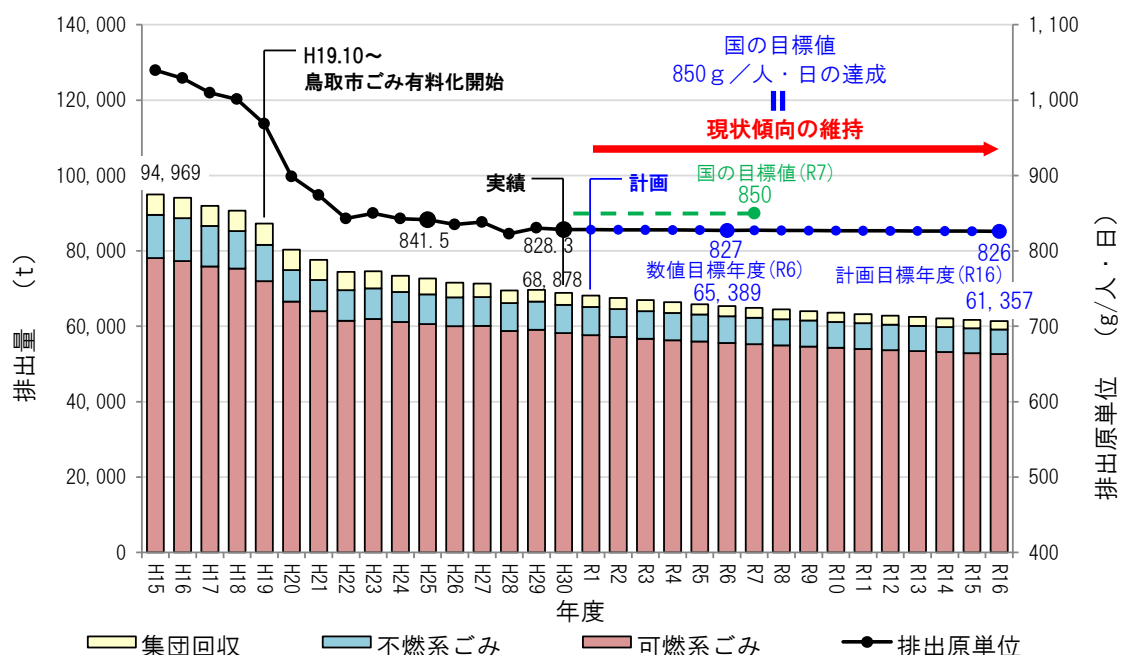
東部圏域全体のごみ排出量については、家庭から排出される収集ごみは減少していますが、事業所数等の増加に伴い事業系可燃ごみは増加傾向にあります。

今後、東部圏域内人口の減少によりごみ排出総量は減少が見込まれますが、事業所ごみの増加により人口 1 人当たり相当のごみ量は現状の傾向で推移すると見込まれます。

このため、計画目標年度（令和 16 年度）におけるごみ排出量は、現在の既定計画における方針や計画等を継承し、引き続きごみ排出量の削減に努め、平成 30 年度実績（68,878 トン）に対して 10.9%減の 61,357 トンと見込みます。また、人口一人一日当たりごみ排出量については、最低限、現状傾向を維持していくこととします。

令和16年度 ごみ排出量 61,357 t (826g/人・日)

◆図表 2-1-2 東部圏域の排出抑制目標に関する方針



現状の横ばい傾向を維持することで、国が第四次循環型社会形成推進基本計画に示す令和 7 年度目標、排出原単位 850 g/人・日を東部圏域全体の排出原単位において達成することが見込めます。

### 3. ごみ排出量の将来推計結果

ごみ排出量の推計結果を図表 2-1-3、図表 2-1-4 に示します。ごみ排出量は、収集ごみの 1 人 1 日平均排出量を増加させないこととしますが、東部圏域内人口の減少により年間ごみ量は減少すると見込みます。

令和 6 年度におけるごみ排出量は、ごみ排出量の将来推計結果によると、平成 30 年度実績に対して 5.1%減の 65,389 トンと見込まれました。

東部圏域における、数値目標年度（令和 6 年度）における排出抑制目標は、基準年度である平成 30 年度の実績値と計画目標年度である令和 16 年度の計画値とを直線で結ぶことで得られる一次直線から、令和 6 年度について補間することで得られた下記数値とします。

令和 6 年度 ごみ排出量 65,389 t (827 g/人・日)

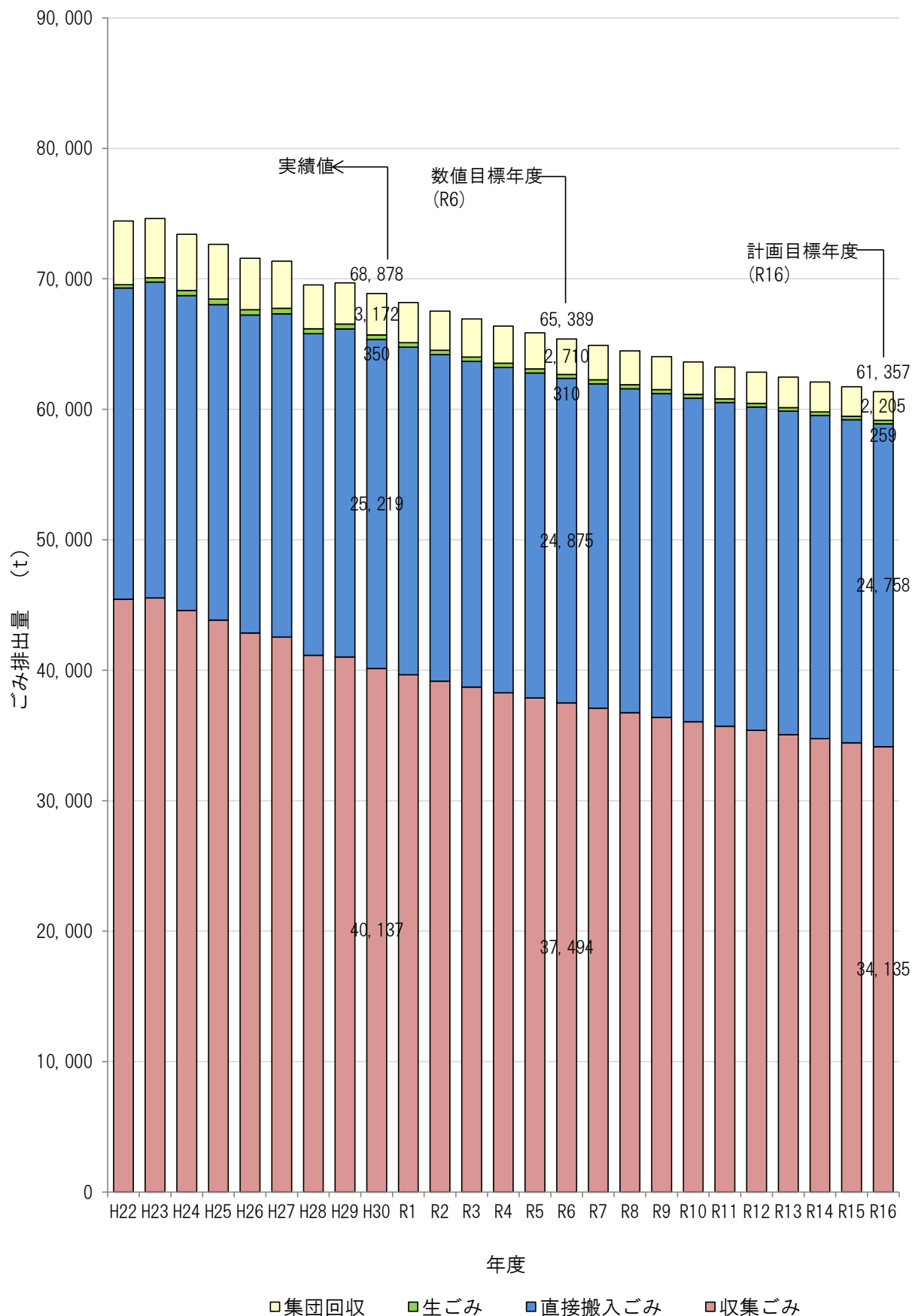
◆図表 2-1-3 ごみ排出量の将来推計結果

単位：t

年度	H30	R6	R16
	(実績)	(数値目標年度)	(計画目標年度)
<b>収集ごみ</b>	<b>40,137</b>	<b>37,494</b>	<b>34,135</b>
可燃ごみ	31,907	29,905	27,327
大型資源ごみ	256	244	218
プラスチックごみ	3,012	2,927	2,754
小型破碎ごみ	1,752	1,677	1,549
資源ごみ	1,745	1,523	1,299
ペットボトル	415	397	378
白色トレイ	28	29	26
古紙類	941	716	514
乾電池・蛍光管	81	76	70
<b>直接搬入ごみ</b>	<b>25,219</b>	<b>24,875</b>	<b>24,758</b>
事業系可燃ごみ	22,086	22,265	22,455
直搬可燃ごみ	2,907	2,373	2,055
大型資源ごみ	6	7	7
プラスチックごみ	0	0	0
小型破碎ごみ	8	7	7
資源ごみ	0	0	0
ペットボトル	0	0	0
直搬不燃（一般持込）	158	161	168
乾電池・蛍光管	0	0	0
小型家電	54	62	66
<b>生ごみ</b>	<b>350</b>	<b>310</b>	<b>259</b>
<b>集団回収</b>	<b>3,172</b>	<b>2,710</b>	<b>2,205</b>
<b>合計</b>	<b>68,878</b>	<b>65,389</b>	<b>61,357</b>

注) し渣を除く

◆図表 2-1-4 ごみ排出量の将来推計結果



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-15)

## 第2節 ごみの排出抑制計画

### 1. 現在の施策（組合構成市町の取組状況）

平成30年度現在の組合構成市町のごみ減量化の取り組みは、図表2-2-1（1）及び図表2-2-1（2）のとおりです。組合構成市町においては、地域の実情に応じた施策を展開し、ごみ減量化に取り組んでいます。

◆図表2-2-1（1） 組合構成市町のごみ減量化の取り組み（平成30年度現在）

市町	取り組み事業・施策名称	内 容
鳥取市	再資源化等推進事業	● 各団体が中心となって取り組んでいる再生資源回収運動をさらに発展・推進するため、資源の回収量に応じて奨励金を交付しています。
	家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助制度	● コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみの堆肥化を行う市民に対して、購入費の一部を補助しています。
	家庭ごみの有料指定袋制度	● 単にごみ処理に要する費用負担を市民に求めるのではなく、処理費用の一部を直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やリサイクルの促進を目的として実施しています。
	鳥取市ごみ減量等推進優良事業所認定制度	● 積極的にごみの減量や再資源化に取り組んでいる事業所を優良事業所として認定することで、事業所のごみ減量等に関する意識の高揚及び活動の促進を図っています。 ● また、優良認定事業所の活動状況等を市民に周知することで、事業所のみならず市民全体のごみ減量等の意識の啓発を図っています。
岩美町	コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等購入助成	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとする町民に対し、その費用の一部を補助しています。
	ミックスペーパーリサイクル推進事業	● 平成25年2月に町内の各家庭へ注意書き等のシールを貼ったミックスペーパー保管ボックス（幅100mm×縦260mm×横315mm）を配布しています。 ● 保管ボックスにミックスペーパーをため、たまったら紙袋、封筒などに入れて雑誌と一緒に束ねて、古紙回収に出していただいています。
	インクカートリッジ里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付しています。

◆図表 2-2-1 (2) 組合構成市町のごみ減量化の取り組み (平成 30 年度現在)

市町	取り組み事業・施策名称	内 容
若 桜 町	資源ごみ回収報奨金 交付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源の再利用を推進し、ごみの減量化を図るため、資源ごみ(古紙、金属、ビン類)回収に協力する団体に対し、回収した量に応じて報奨金を交付しています。</li> <li>● 古紙の分類：新聞紙、広告、雑誌、ダンボール、菓子箱等</li> </ul>
	家庭用生ごみ処理機 購入費補助金交付事業	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとするものに対し、その費用の一部を補助しています。
	ごみ減量化モデル地区 指定事業補助金	● 家庭から排出されるごみを地域で自主的に減量化及び資源化に取り組む地域団体に対し、その経費の一部を助成することによりごみの減量化及び地域のごみ減量意識の高揚を図っています。
	インクカートリッジ 里帰りプロジェクト	● 家庭用の使用済みインクカートリッジの回収・リサイクルを行っています。
	家庭用生ごみ処理機 モニター事業	● 家庭から排出される生ごみの減量及び堆肥化による再生利用を推進するため、家庭用生ごみ処理機の貸出を行っています。
智 頭 町	くるくるプラン	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っています。
	資源ごみ回収 報奨金制度	● 資源ごみを回収した団体に収集量により報奨金を交付しています。
	生ごみ処理機 購入費補助	● 生ごみ処理機を購入した者に1万円を上限に補助金を交付しています。
八 頭 町	生ごみの分別収集	● 生ごみを分別回収し、可燃ごみの減量化を図る。収集業者が液肥に加工し販売を行っている。
	資源ごみ回収報奨金	● 各種団体に古紙等を回収した量に応じて報奨金を交付しています。
	古紙回収	● 古紙回収を実施する集落に2カ月に1回収に廻っています。
	家庭用生ごみ処理機 購入費補助金交付事業	● 一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、家庭用生ごみ処理機等を購入しようとするものに対し、その費用の一部を補助しています。



## 2. 本計画期間内に実施する施策

住民・事業者・行政の三者が連携し、ごみの排出抑制を推進していくために、ごみを少なくする習慣やシステムの形成に努めます。

### 2-1 啓発に関する施策

#### (1) 啓発活動の充実

##### 施策1 啓発活動の充実

啓発活動を充実させるための具体策として、環境クリーンセンターを活用する3つの事業を展開します。

##### 事業1 住民参加型施設の活用

###### 事業の方向

住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」において、啓発活動の充実を図ります。

###### 各主体の役割

住 民	● 住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」を積極的に活用します。
事 業 者	● 住民参加型のリサイクル体験施設である「リファーレンいなば」を積極的に活用します。
行 政	● リファーレンいなばを活用した啓発活動を実施します。 ・従来のリサイクル体験に加え、出前授業やリサイクル教室の開催 ・小学校の児童による見学に加え、園児に楽しく学んでいただけるプログラムの作成 ・環境情報の発信

#### ◆住民参加型施設（リファーレンいなば）

##### ○設備状況

###### (工作室)



###### (こども遊びコーナー)



○活動状況

(分別クイズ)



(リサイクルマーケット)



事業2 リサイクルイベント・環境学習会等の開催

事業の方向

ごみの減量、リサイクル、環境問題等について住民に学んでいただくため、毎年、リサイクルフェスティバルや環境学習会等を開催します。



各主体の役割

住 民	● リサイクルフェスティバルや環境学習・生涯学習、環境美化活動等へ積極的に参加・協力し、排出抑制や環境保全の重要性等を再認識します。
事 業 者	● リサイクルフェスティバル開催の趣旨を理解し、開催に協力します。
行 政	● リサイクルフェスティバルや環境学習会等を開催します。 ・ 環境学習講演会 ・ 大型再生品の展示 ・ リサイクルマーケット ・ ごみ分別クイズ ・ リサイクル工作の体験 ・ 地産地消等

### 事業3 エココンテストの実施

#### 事業の方向

住民のごみ問題に対する理解と意識向上を図るため、ごみとして排出されるペットボトルやビン、缶等を材料としたエココンテストを開催します。

コンテストの出展物は展示を行い、来場者にごみ問題に対する理解と意識向上を図ります。

(エココンテストポスターの展示)



(エココンテスト作品の展示)



#### 各主体の役割

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 住 民   | ● エココンテストへ積極的に出展します。         |
| 事 業 者 | ● エココンテスト開催の趣旨を理解し、開催に協力します。 |
| 行 政   | ● エココンテストを実施します。             |

## (2) 適正排出の普及・啓発

### 施策2 適正排出の普及・啓発

#### 施策の方向

適正排出の普及・啓発を図るため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し、配布を行います。また、各地区からの要望に応じ、分別ビデオ等を活用した分別説明会や講習会等を実施します。

ごみステーションの管理・指導体制を構築するため、環境衛生委員などによる普及・啓発を行っていきます。



各主体の役割

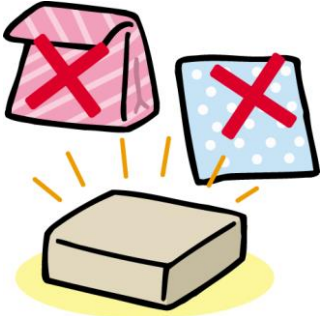
住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努めます。</li> <li>● 新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努めます。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ビン類、缶類、ペットボトル等は洗浄し分別区分に応じて排出するなど、ごみ処理・再生利用を考えた排出を行うことに努めます。</li> <li>● 新聞や雑誌など集団回収が行われている資源物に関しても、不適物を排除する等、リサイクルが適正に行われるように努めます。</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみの分別を推進するため、ホームページ・チラシ・冊子等を作成し、配布します。</li> <li>● 要望に応じて、説明会や講習会を開催します。</li> <li>● 環境衛生委員等と協力し、普及・啓発を行います。</li> </ul>

(3) 事業者啓発の推進

施策3 事業者啓発の推進

施策の方向

4Rを推進するため、事業者に対して、ごみの発生抑制・再使用の推進、さらに、商品の販売・流通において、過剰包装の自粛、店頭回収の促進等に努めます。



各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者啓発の趣旨を理解し、協力します。</li> </ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業所におけるごみの発生状況を把握し、発生・排出抑制を推進します。</li> <li>● 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法及び食品リサイクル法などの法的義務に対応すると同時に、その他の製品についても、販売店等において回収し積極的に資源化を推進します。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・コピー用紙の使用削減やペーパーレス化の推進</li> <li>・食品製造業・旅館・飲食店等の生ごみのコンポスト化やバイオマス化など</li> <li>・事業所ごみ減量計画書の作成（多量排出事業者のみ）</li> <li>・ダイレクトメール・チラシ等の自粛</li> <li>・レジ袋の使用削減</li> <li>・資源のリサイクルを推進するための普及・啓発活動の充実</li> <li>・広域認定制度に対する協力体制の整備（廃二輪自動車、廃パーソナルコンピュータ、廃消火器等）</li> </ul> </li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発活動を推進します。</li> </ul>



## 2-2 ごみ減量化に関する施策

### 施策4 ごみの有料化

#### 施策の方向

単にごみ処理に要する費用負担を住民・事業者に求めるのではなく、処理費用の一部を直接負担いただくことにより、ごみ問題への意識をさらに高め、ごみ減量やリサイクルの促進を目的として実施します。

#### 各主体の役割

住 民	● ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組みます。
事 業 者	● ごみの有料化の目的やその効果などに関してよく理解し、ごみの減量化に取り組みます。
行 政	● ごみ排出抑制のインセンティブ（動機付け）となるよう、適正価格について継続して検討します。

### 施策5 ライフスタイルの見直し

#### 施策の方向

住民一人ひとりのライフスタイルの見直しを図り、ごみの減量を推進します。



#### 各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● マイバッグの持参、生ごみの水切り、リユース、店頭回収の利用など、ごみの排出量を減らします。</li><li>● 賞味期限切れ等により廃棄する食品の削減やエコクッキングの実践など、無駄のない食生活を心がけます。</li><li>● ものを大切に使用するために耐久性のあるものを選び、故障しても修理して使用するために修理店を活用します。</li></ul>
事 業 者	● マイバック運動や店頭回収等の趣旨を理解し、協力します。
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>● モニター家庭を募り、ごみ環境家計簿の実践を行います。</li><li>● ごみ環境家計簿の実績は、リファーレンいなばに掲示し、公表します。</li></ul>

## 施策6 生ごみの減量化

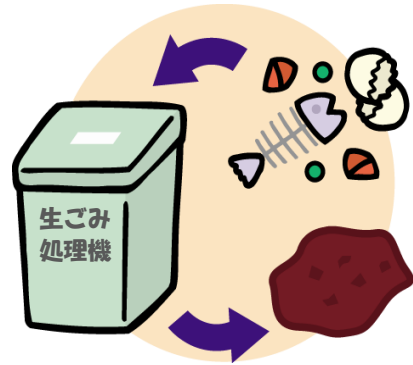
生ごみ減量化のための具体策として、各世帯で生ごみを堆肥化する容器や処理機の導入を促進するための事業を展開します。

### 事業4 生ごみの堆肥化等推進

#### 事業の方向

ごみの減量化を目的として、家庭や公共施設、事業所で発生する生ごみを、堆肥等により地域で利用するなど、安心・安全な農産物の栽培と供給を行う地域循環型農業の推進を検討していきます。

また、生ごみをコンポスト化し、農地等に還元することを目的として、コンポスト容器、家庭用生ごみ処理機等の購入に要する経費に対し補助金を交付します。



#### 各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● コンポスト容器・段ボールコンポストなどを利用し、生ごみをできる限りコンポスト化して農地に還元し、ごみ減量や資源循環に努めます。</li></ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生ごみが多く発する事業所においては、厨芥類の資源化等を推進します。</li></ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生ごみの堆肥化等推進事業を継続します。</li><li>● 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付事業を継続します。</li></ul>

## 2-3 その他施策

### 施策7 再使用に対する取り組み

#### 施策の方向

東部圏域内のリサイクルショップ等によるリユースに携わる企業活動の土壌を醸成していきます。また、リファーレンいなばにおいても、家具等のごみを修理・再生・展示し、再生品については希望者に販売することでリユースの推進を図っていきます。

#### 各主体の役割

住 民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃家電・自転車・家具などの不用物はフリーマーケットやリサイクルショップを利用する等、再使用に努めます。</li><li>● 衣類をリフォームする等、不用物を有効活用します。</li></ul>
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"><li>● リユースに対する取り組みについて、協力します。</li></ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>● リファーレンいなばにおいて、再生品を販売します。</li></ul>

## 施策8 資源化に対する取り組み

### 施策の方向

焼却処理するごみの量を削減するため、古紙類のステーション回収の推進を図り、加えて、拠点回収等の検討を行うなど、地域にあった資源化を進めていきます。

また、ごみの再資源化と減量化を推進することを目的とし、再資源化等推進事業に協力する団体に対し、回収量に応じて報奨金を交付します。



### 各主体の役割

- |       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 住 民   | ● 資源ごみ回収に協力する団体へ積極的に参加・協力します。 |
| 事 業 者 | ● 資源ごみ回収に協力する団体へ積極的に参加・協力します。 |
| 行 政   | ● 資源ごみ回収に対する報奨金の交付を継続します。     |

## 施策9 環境に配慮した商品の購入

### 施策の方向

組合構成市町は、製品やサービスを購入する際は、環境への負荷ができるだけ少ない製品等を選んで、購入（グリーン購入）することを推進します。

### 各主体の役割

- |       |   |
|-------|---|
| 住 民   | ● 商品の購入については、耐久性のある商品や再生資源が利用されている商品、ごみの発生が少ない商品、資源回収が容易な商品等を選択するよう努めます。                                    |
| 事 業 者 | ● 事業者は、耐久性のある製品や再生資源を活用した製品、廃棄物の発生が少ない製品や資源回収が容易な材質による製品などを製造、販売します。<br>・再生材料を利用した製品の製造・販売<br>・環境配慮製品の製造・販売 |
| 行 政   | ● グリーン購入を推進します。   |

### 第3節 分別収集計画

#### 1. 分別収集の基本方針

現在、東部圏域内では、ごみの再資源化及び適正処理を目的として8種または9種分別によるごみ収集を実施しており、今後も現状を基本とします。

◆図表 2-3-1 分別形態（代表例）

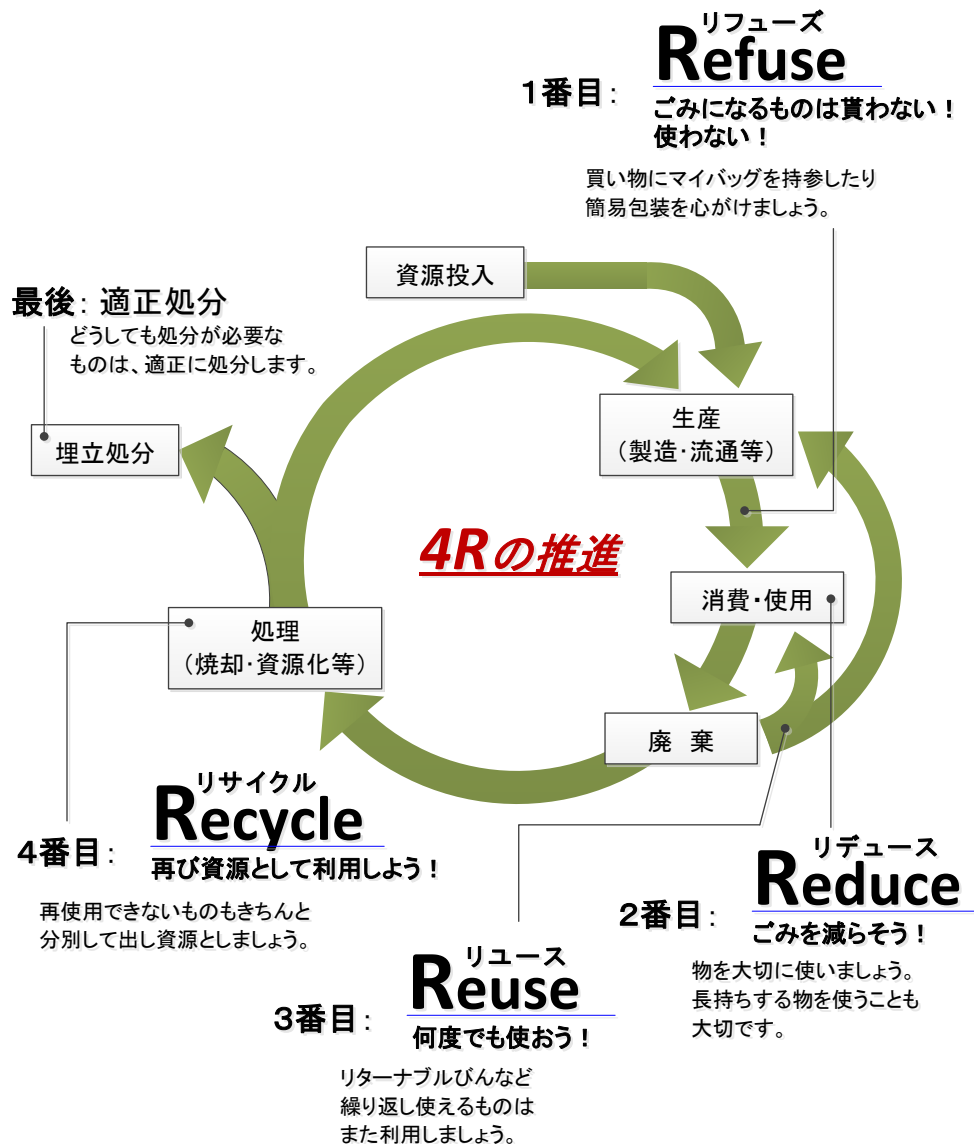




## 第4節 ごみ処理計画

### 1. ごみ処理の基本方針

「発生回避（リフューズ）、排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（マテリアルリサイクルあるいはサーマルリサイクル）、焼却灰の再生利用（マテリアルリサイクル）がバランス良く行われる持続可能なごみ処理システム」を構築し、環境負荷、エネルギー、コスト等を総合的に勘案して、最適なごみ処理システムを構築します。



## 2. ごみ処理主体

ごみの排出に伴う環境への負荷を軽減するために、排出抑制、収集運搬、中間処理、最終処分の各段階において、様々な配慮が必要です。また、効率的なごみ処理やリサイクルを推進するためには、住民・事業者等の協力や支援も重要です。

なお、新可燃物処理施設の整備後は、中間処理と最終処分のすべてを東部広域で行うことになります。

◆図表 2-4-1 ごみ処理主体

《現行》

区 分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
家庭系ごみ	住民	構成市町 (収集)	構成市町	東部広域	
		住民・許可業者 (直接搬入)			
事業系ごみ	事業者	構成市町 (収集)			
		事業者・許可業者 (直接搬入)			

《新可燃物処理施設整備後》

区 分	排出抑制	収集・運搬	中間処理		最終処分
			可燃	不燃	
家庭系ごみ	住民	構成市町 (収集)	東部広域		
		住民・許可業者 (直接搬入)			
事業系ごみ	事業者	構成市町 (収集)			
		事業者・許可業者 (直接搬入)			

### 3. 収集運搬計画

家庭から排出されるごみの収集・運搬は、組合構成市町の事務により行われているため、ここでは、その方向性について示します。

#### 3-1 ごみの収集運搬の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの収集・運搬については、組合構成市町の事務として行っていくものとします。具体的には、家庭から排出されるごみの収集運搬は、委託業者または排出者自らにより、事業所から排出されるごみの収集運搬は、排出事業者の責任において、事業者自らあるいは組合構成市町の収集運搬許可業者により行うものとし、図表 2-4-2 の形態を基本とします。

家庭系ごみの種類ごとの収集運搬量は、図表 2-4-3 のとおりとします。

◆図表 2-4-2 収集運搬の方法（収集形態）

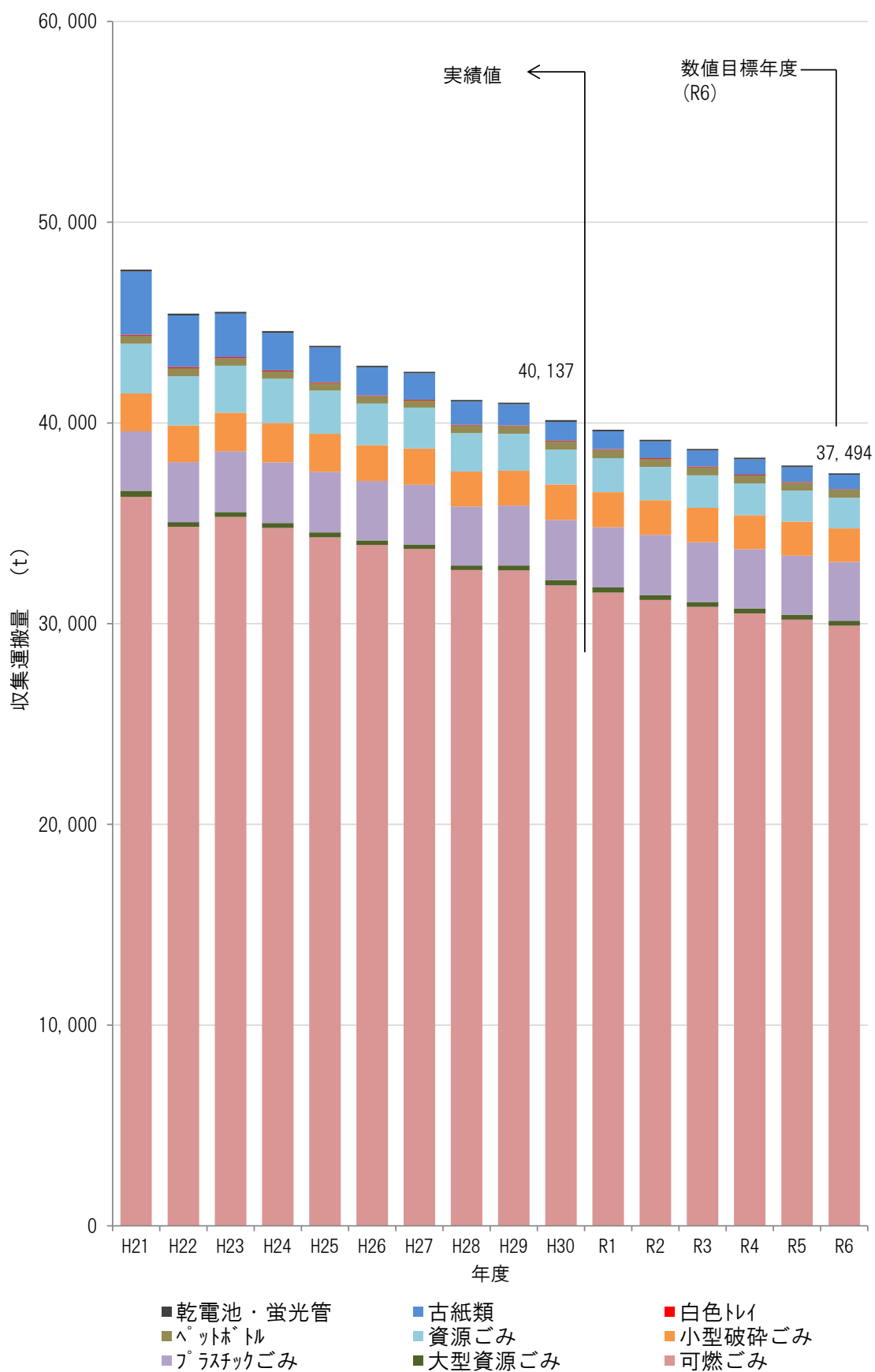
区分	鳥取市	岩美町	智頭町	若桜町	八頭町
家庭系ごみ	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者	委託業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら
事業系ごみ	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者	許可業者
	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら	排出者自ら

◆図表 2-4-3 (1) 収集運搬量の見込み

単位：t

品目	年度	H30	R6
		(実績)	(目標年度)
可燃ごみ		31,907	29,905
大型資源ごみ		256	244
プラスチックごみ		3,012	2,927
小型破碎ごみ		1,752	1,677
資源ごみ		1,745	1,523
ペットボトル		415	397
白色トレイ		28	29
古紙類		941	716
乾電池・蛍光管		81	76
合計		40,137	37,494

◆図表 2-4-3 (2) 収集運搬量の見込み



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-15)

## 3-2 ごみの収集運搬に関する施策

### (1) 現行の収集・運搬体制の維持

一般家庭から排出される可燃ごみ、プラスチックごみ、小型破砕ごみや資源ごみ等はそれぞれ指定ごみ袋に入れるなど、組合構成市町において定められたルールに基づき排出されます。排出者より分別された廃棄物や資源物を適正に収集・運搬し、適正な中間処理に繋がっていく現行の収集・運搬体制を維持します。

### (2) 事業系ごみ搬入指導と収集運搬業の許可

事業系ごみは、排出事業者自らの責任によりごみの分別や処理・処分を行うことが必要です。東部圏域の処理施設に搬入する場合は、自らが運搬するか、あるいは組合構成市町の収集運搬許可業者に委託することとなります。

搬入されたごみが適正に処理できるよう、分別徹底等について搬入時における窓口指導を行うものとします。また、許可業者が搬入する場合においては、組合構成市町と連携して排出事業者に対して分別等を指導していくものとします。

加えて、事業系ごみなどの適正処理を維持していくためには、収集運搬許可業者による収集運搬も不可欠です。適切な収集運搬許可制のあり方について、引き続き組合構成市町と協議していくものとします。

### (3) 住民サービスの維持・向上

高齢者や障がいのある住民等は、高齢化社会の進行等により増加すると予想されます。組合構成市町の収集方式は、ステーション方式を基本としていますが、鳥取市では粗大ごみについて、申込みによる戸別収集を行うなど、福祉向上の観点から住民サービスの充実に努めています。

ステーションへのごみ出し等について、支援を行うボランティア団体や地域住民等による支援体制を整えるなど、高齢者・障がい者が生活しやすい環境を整えるため、引き続き組合構成市町と連携して協議していくものとします。

### (4) 火災危険ごみの扱い

使い捨てライター、カセットボンベ、エアゾール缶などの中に残っているガスにより、ごみ収集運搬車の火災や爆発が発生した事例があります。エアゾール缶については、中身排出機構（残ガス排出機構）が装着され、安全にガスを抜くことができるようになりましたが、機構を作動させた結果を表示する構造にはなっておらず、収集時においてガス抜きの確認ができません。

よって、使い捨てライターなどについては、「火災危険ごみ」として分別回収するなど、安全な収集運搬方法について、引き続き組合構成市町と検討していきます。

## 4. 中間処理計画

### 4-1 中間処理の方法及び量

東部圏域から排出されるごみの中間処理は、新可燃物処理施設の整備にあわせ、すべてのごみについて東部広域において中間処理を行うものとします。

処理施設別の中間処理量の見込みは、図表 2-4-4 のとおりとします。

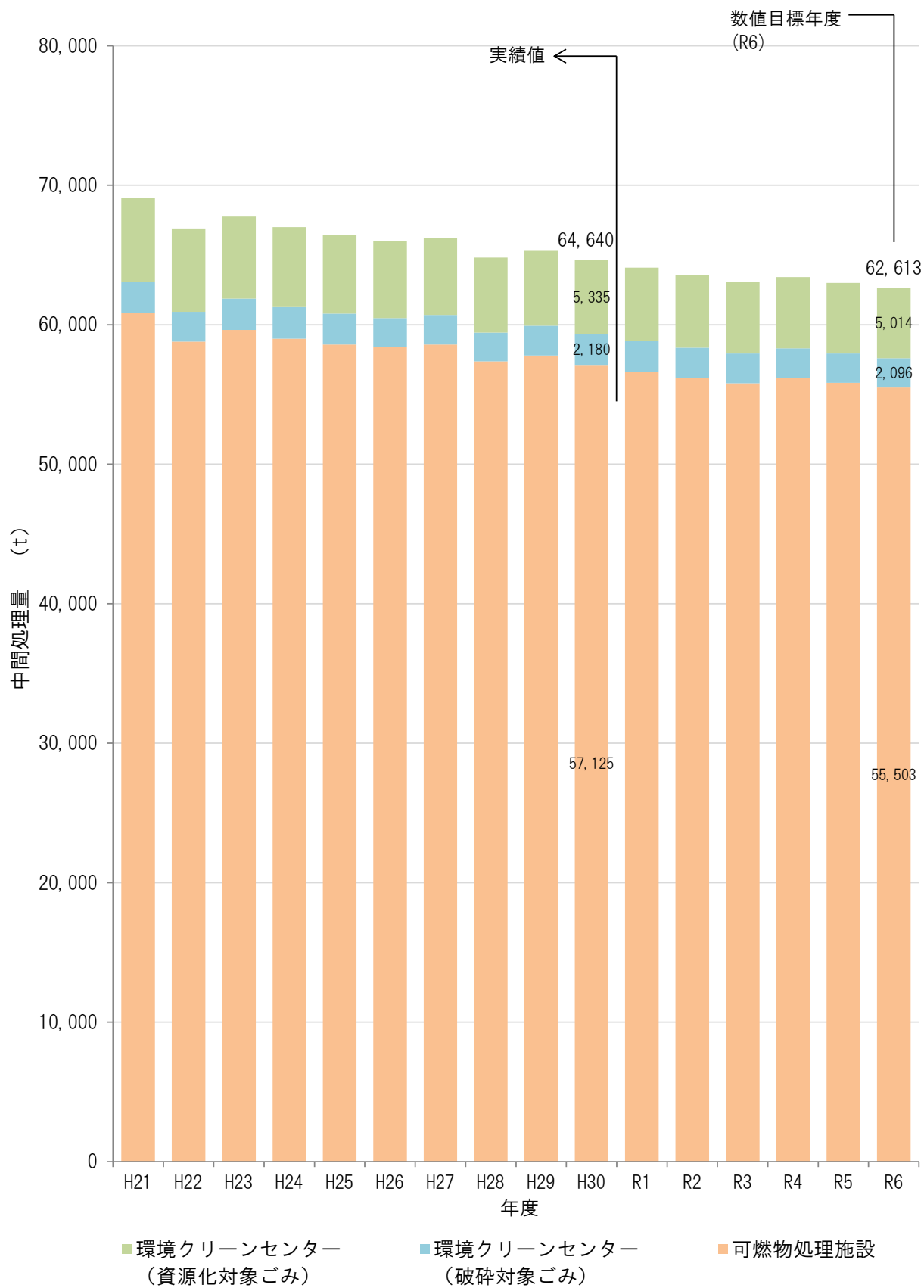
◆図表 2-4-4 (1) 中間処理量の見込み

単位：t

施設・品目	年度	H30	R6
		(実績)	(目標年度)
可燃物処理施設		57,125	55,503
可燃ごみ		56,900	54,543
し渣（し尿処理施設）		225	225
環境クリーンセンター軽量残渣		-	735
環境クリーンセンター （破碎対象ごみ）		2,180	2,096
大型資源ごみ		262	251
小型破碎ごみ		1,760	1,684
直搬不燃ごみ		158	161
環境クリーンセンター （資源化対象ごみ）		5,335	5,014
プラスチックごみ		3,012	2,927
びん・缶		1,745	1,523
ペットボトル		415	397
白色トレイ		28	29
乾電池・蛍光管		81	76
小型家電		54	62
合 計		64,640	62,613

注) し渣を除く

◆図表 2-4-4 (2) 中間処理量の見込み



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-15)

## 4-2 中間処理に関する施策

### (1) 鳥取市神谷清掃工場での適正処理

東部圏域の可燃ごみ処理は、市町村合併に伴う処理の集約化を図りながら、現在、鳥取市神谷清掃工場に集約して処理を行っています。新可燃物処理施設の稼働まで、鳥取市神谷清掃工場での適正処理を維持します。

### (2) 環境クリーンセンターの機能維持とリサイクルの促進

東部圏域の一般家庭から排出される不燃ごみを処理している環境クリーンセンターは、東部広域が管理・運営しています。当該施設は、資源ごみ（ビン・缶）等を選別回収したり、小型破碎ごみや大型資源ごみを破碎・選別し、金属類を回収するなどにより、リサイクルや埋立物の減量・減容化を行っています。

今後、回収した金属類等について安定した資源化等を行うために、施設の定期検査の実施と計画的な補修などにより、処理機能を維持していくものとします。

加えて、回収した資源物を安定してリサイクルするためのルート（引き渡し先など）についても引き続き、調査・検討していくものとします。

また、当該施設については、住民参加型のリサイクル啓発施設を併設しており、住民等によるごみ分別や環境問題等の取組を推進し、もって施設の機能維持に寄与していくものとします。

### (3) 効率的なごみ処理に向けた可燃ごみ処理施設の整備と処理により発生するエネルギーの有効利用

東部圏域の可燃ごみ処理は、「新可燃物処理施設整備計画」（平成 25 年 12 月策定）に基づき整備を進めています。

新可燃物処理施設は、処理により発生するエネルギーの有効利用を最大限に進めるため、高効率ごみ焼却発電を前提とした施設を整備します。

◆図表 2-4-5 新可燃物処理施設整備イメージ





◆図表 2-4-6 新可燃物処理施設の概要（参考）

処 理 対 象 区 域	鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町
処 理 能 力	240 t /24 h（120t/24 h × 2 炉）
処 理 方 式	ストーカ（全連続式）
管 理 者	鳥取県東部広域行政管理組合

#### （４）小型家電リサイクルへの対応

国においては、新たな法律として「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）を平成 25 年 4 月に施行しました。

現在、東部圏域から排出される携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などの小型家電類は、「小型破碎ごみ」、または「大型資源ごみ」として分別収集、あるいは直接搬入されているほか、鳥取市において BOX 回収、岩美町において直接回収されています。

レアメタル等のリサイクルを進めるため、今後の対応について、引き続き組合構成市町と協議を進めていきます。

## 5. 最終処分計画

東部圏域から排出され、中間処理後に発生する残渣及び土石類等の埋立物については、環境クリーンセンター最終処分場（以下「最終処分場」という。）にて、安全かつ適正に埋立処分するものとします。

### 5-1 最終処分の方法及び量

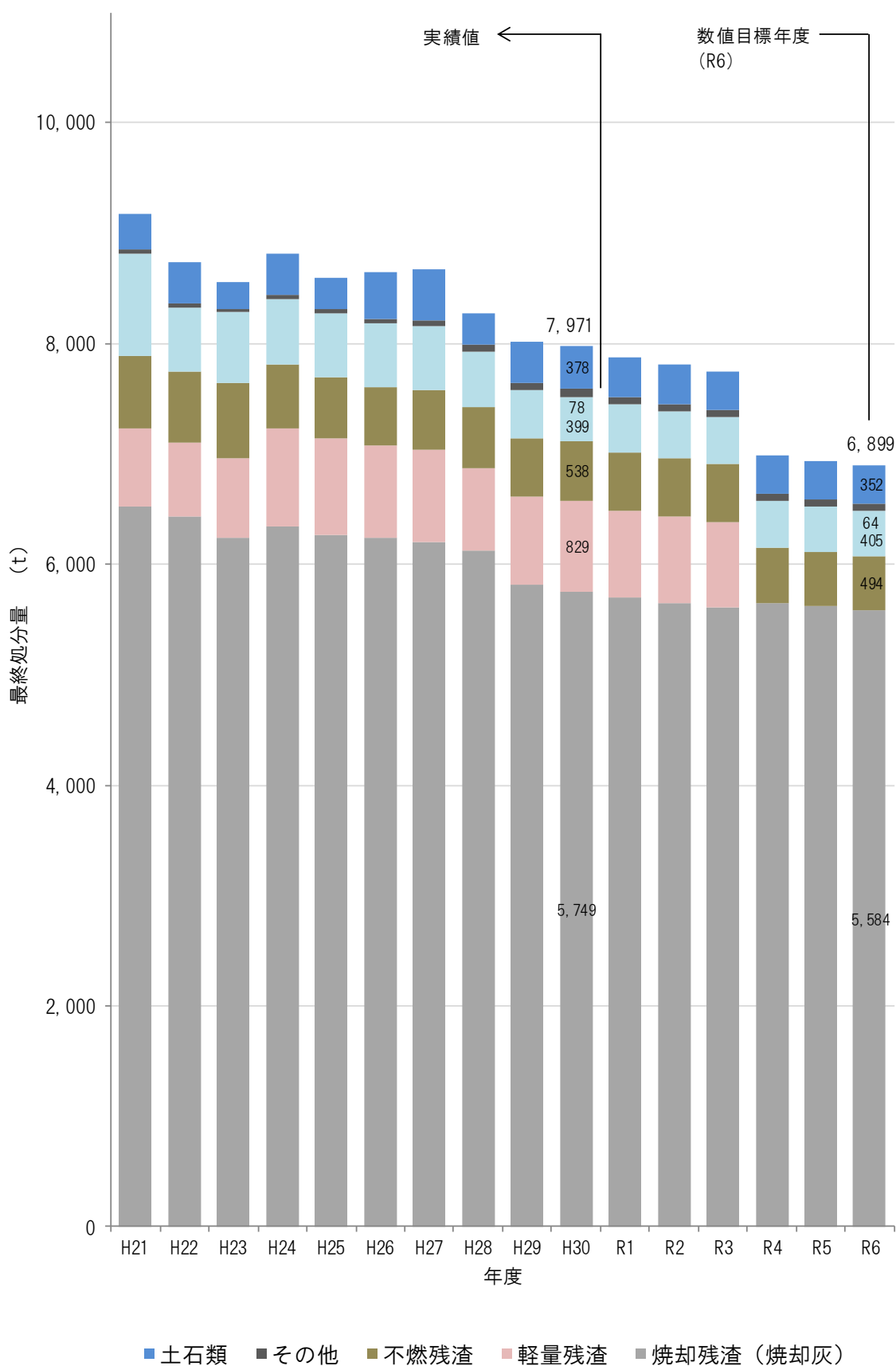
現状の埋立処分を継続した場合の最終処分量は、図表 2-4-9 のとおりです。

◆図表 2-4-7 最終処分量の見込み

単位：t

品目	年度	H30	R6
		(実績)	(目標年度)
焼却残渣（焼却灰）		5,749	5,584
軽量残渣		829	—
不燃残渣		538	494
ガラス残渣		399	405
その他		78	64
土石類		378	352
合計		7,971	6,899

◆図表 2-4-8 最終処分量の見込み



※詳細は、添付資料 1 参照 (掲載ページ: 資料 1-19)

## 5-2 最終処分に関する施策

### (1) 最終処分量の減量

最終処分場は、特に立地が困難な施設であるため、延命化を図ることが必要です。

現在の埋立対象物は、不燃ごみを処理したのちの不燃物残渣、焼却灰及び土石類です。これらの埋立対象物については、以下の再生利用方針により埋立処分量の減量を図っていくものとします。

◆図表 2-4-9 埋立対象物別再生利用方針

埋立対象物		再生利用等の方針
焼却灰		・ 焼却灰（主灰）、飛灰は、セメント原料化、山元還元等の有効利用について検討します。
不燃物残渣	軽量残渣	・ 新可燃物処理施設の稼働後、発電等のエネルギー源とします。
	不燃残渣	・ 硬質のプラスチック等であり、これまでどおり埋立処分する。 ・ ただし、ものを大事にするなど、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
	ガラス残渣	・ 資源化できなかったびん類、または陶磁器類であり、これまでどおり埋立処分します。 ・ ただし、資源ごみの分別徹底の促進、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
	その他	・ これまでどおり埋立処分します。 ・ ただし、ごみの発生抑制を進め、もって埋立物量を削減します。
土石類		・ これまでどおり埋立処分します。

## (2) 最終処分場の適正管理

東部広域は、最終処分場の管理運営について、廃棄物処理法に基づく技術上の基準等を遵守し、周辺環境等への影響に配慮のうえ、今後も適正な管理を行っていきます。

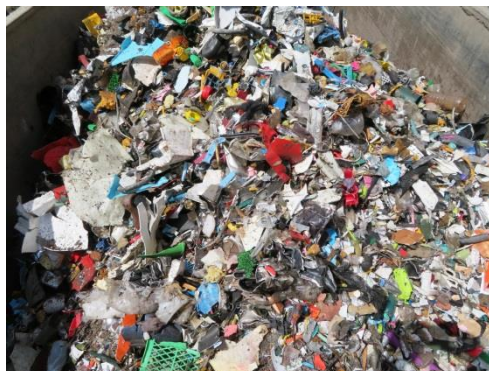
また、周辺環境についても、定期的なモニタリングを継続して実施し、安全・安心な管理を実施していきます。

(不燃残渣)



- ・ 固いプラスチック片や陶磁器類であり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

(軽量残渣)



- ・ 比較的柔らかく、フィルム状のものも含まれ、埋立処分すると飛散等が懸念されるため、早期に覆土を施す等の対策を講じています。

(ガラス残渣)



- ・ びん類を破碎したガラスであり、埋立処分しても飛散等が起こりにくい性状です。

(焼却灰)



- ・ 可燃物処理施設から排出された焼却灰であり、埋立処分直後は飛散しやすい性状ですが、水分を含むことで固まり飛散しにくくなる性状です。

## 第5節 その他ごみの処理に関し必要な事項

### 1. 在宅医療系廃棄物対策

在宅医療の普及に伴い、在宅医療廃棄物が一般家庭から多く排出されるようになってきました。在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法上で一般廃棄物であり、原則として組合構成市町にその処理責任があります。



東部圏域においては、収集・運搬、中間処理の一連の作業において、注射針による針刺事故が発生するとともに、血液や体液の付着による感染症の危険性を排除することができない状況にあります。

そのため、在宅医療廃棄物が適正に排出され、安全に収集・運搬、処分できるシステムの構築を関係機関と協議するとともに、その処理方法を確立していくものとします。

### 2. 災害廃棄物対策

組合構成市町では災害に備え、「地域防災計画」を策定し状況に応じ改定しています。万が一の災害時には、組合構成市町の地域防災計画に基づき関係機関と連携し、廃棄物の処理にあたります。

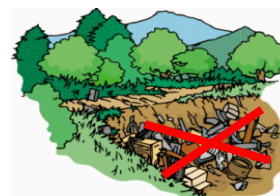


しかし、災害時に発生する廃棄物は、大量にかつ多種・多様にわたることが多く、環境衛生上の観点と災害対策を支障なく進めるため、できるだけ速やかに回収するものとし、鳥取県や関係機関との連携を図り適正な処理を行います。

なお、東部広域が整備する新可燃物処理施設は、東部圏域唯一の可燃ごみを処理する施設となるため、施設整備にあたっては災害時に一定の対応ができる処理能力、一時貯留施設等を確保するものとしています。

### 3. 不法投棄対策

不法投棄の防止対策は、不法投棄する人の意識改善が必要ですが、その他ポイ捨てをされやすい場所を減らしていくことも必要です。



不法投棄防止は、組合構成市町が住民と連携を図り、監視パトロールを実施するとともに、不法投棄抑制のための監視カメラの設置や看板の作成・配布等の施策も講じています。

#### 4. 一般廃棄物の処理計画の点検、見直し、評価

本計画は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、東部広域と組合構成市町が連携し、協力しながら、各施策や目標の進捗状況について、定期的な検証と継続的な改善を図ります。

また、概ね5年ごと、又は、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画の見直しを行っていきます。

なお、組合構成市町においては、本計画に基づき「ごみ処理実施計画」を策定し、施策を実施していきます。

